

令和5年3月農業委員会総会議事録

令和5年3月24日午後3時00分、令和5年3月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 25 名

1 番	金田 公隆	委員	2 番	藤田 善明	委員	3 番	岩谷 裕子	委員
4 番	佐藤 修司	委員	5 番	川村 陽彦	委員	6 番	須藤 秀人	委員
8 番	町田 高司	委員	9 番	石岡 千鶴子	委員	10 番	三上 浩太	委員
11 番	小林 政貴	委員	12 番	小田 桐 明	委員	13 番	石岡 人志	委員
14 番	福士 章逸	委員	15 番	小嶋 勇成	委員	16 番	木村 芳文	委員
17 番	平井 秀樹	委員	18 番	成田 繁則	委員	19 番	佐藤 剛郎	委員
20 番	大湯 茂八郎	委員	21 番	戸澤 幸彦	委員	22 番	高橋 貴志	委員
23 番	田村 眞裕美	委員	24 番	成田 毅	委員	25 番	髙森 弘義	委員
26 番	前田 優考	委員						

欠席委員 1 名

7 番 種澤 達也 委員

出席事務局 8 名

事務局 長	吉田 秀樹	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼農地調整係長	澤田 明人
事務局主幹兼総務係長	高木 一誠	事務局農地利用促進係長	藤田 智恵子
事務局岩木分室総括主査	浅利 敏江	事務局主事	大浦 空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 16 号	「令和 5 年度 最適化活動の目標の設定等」について
議案第 17 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 18 号	農地転用許可に係る意見について
議案第 19 号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 20 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 21 号	農用地利用集積計画策定の要請について
報告第 9 号	農地法第 3 条の許可取消について
報告第 10 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 11 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 12 号	非農地の判断について

事務局次長	ただいまから令和 5 年 3 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。
会 長	【挨拶及び諸般の報告（省略）】
事務局次長	それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よりお願いいたします。
議 長	議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。欠席者の通告があります。議席番号 7 番種澤達也委員の 1 名であります。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。20 番大湯茂八郎委員、21 番戸澤幸彦委員、22 番高橋貴志委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。 それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 16 号を議題といたします。議案第 16 号は、「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」についてであります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	それでは、1 ページをお開き願います。議案第 16 号は、「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」についてであります。令和 4 年 2 月 2 日付け農林水産省経営局長通知であります「農業委員会による最適化活動の推進等について」第 1 の 2 により、最適化活動の目標の設定等について、本会の決定を求めるものであります。本件は、農地等の利用の最適化の活動や事務を適正に実施するために、毎年度作成するものであり、3 月 14 日に開催された農地集積推進委員会並びに担い手育成委員会において、内容を検討いただいております。2 ページをお開きください。2 ページは、農業委員会の状況で「農業委員会の現在の体制」と「農家・農地等の概要」について記載しております。3 ページ及び 4 ページの前段は、成果目標を項目ごとに記載しておりますので各項目ごとに申し上げます。まず、3 ページの「Ⅱ最適化活動の目標」の「1 の最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積の②の目標」では、農地の集積の目標年度を令和 13 年度、集積率を 80%とし、今年度の新規集積面積を 185ha、今年度末の集積累計面積を 8,921ha、集積率は 65.0%とし、令和 4 年 5 月に作成した、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」との整合をとっております。次に、「(2)遊休農地の解消の②の目標」では、「アの既存遊休農地の解消」、「a 緑区分の遊休農地の解消」は「令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積」が 63.9ha であることから、これを 5 年間で解消するための目標面積として 12.8ha としております。また、「b 黄区分の遊休農地の解消」は「令和 4 年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地面積」が 297.4ha であり、解消のための行程表の策定方針を記載しております。更に、「イの新規発生遊休農地の解消目標面積」は、「活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地については、その翌年度に全ての解消を目標として設定するもの」であることから、令和 4 年度に新規発生した緑区分の面積、25.9ha としております。次に 4 ページの「(3)新規参入の促進」の②目標では、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」を「目標を設定する時点で農業委員会が把握している過去 3 年度の権利移動面積の平均の 1 割以上を設定するもの」であることから、直近 3 年である、令和元年度から令和 3 年度の権利移動面積の平均の一割以上である、55.3ha としております。なお、3 ページ上段「(1) 農地の集積」及び 4 ページ上段「(3) 新規参入の促進」の現状欄につきましては、年度中ということもあり、今年度の実績が確定されていない

事務局次長	ことから、直近の令和 4 年 3 月末現在の数値となっております。続いて、4 ページ中段「2 の最適化活動の活動目標」ですが、「農業委員、推進委員が最適化活動を行う日数目標」の「1 人当たりの活動日数」を令和 4 年度同様の月 10 日とし、「(2) 活動強化月間の設定目標」を 2 項目の 3 回としております。また、「(3) 新規参入相談会への参加目標」の「新規参入相談会への参加回数」を今年度同様に 1 回としております。以上になります。
議 長	農地集積推進委員会、担い手育成委員会より補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 16 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 16 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 16 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第 17 号を議題といたします。議案第 17 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	5 ページをお開き願います。議案第 17 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 761 ㎡、畑 18 件 59,309 ㎡、合計 20 件 60,070 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 12 件 78,156 ㎡、畑 18 件 94,614 ㎡、合計 30 件 172,770 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	本日の、総会に提案されている議案について、去る 3 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、小田桐明委員、石岡人志委員、福士章逸委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 1 件、及び社会福祉法人による農地の権利取得 1 件についての事情聴取を行いました。 14 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 261 番について申し上げます。借受人は、10 年以上前から親の所有する農地で農作業に関わっておりましたが、主たる耕作者であった母が高齢になったため本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にして、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。25 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 289 番について申し上げます。借受人は、障害者の就労継続を支援する社会福祉法人であり、今回の農地の権利取得が、農地法施行令第 2 条第 1 項ハに規定する「業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当するか、法人の施設長に聞き取りを行いました。借受人は、障害者福祉事業である「就労継続支援 B 型」事業により、施設利用者が農作業を行い、収入を得る就労支援事業の用に供するため農地の権利を取得すると申し述べておりました。なお、農作業に当たっては、農業経験者である職員を雇用しているため、利用に関しては特

調査委員長	に問題はなく、農地法施行令第 2 条第 1 項ハに該当し、また、農地法第 3 条第 2 項第 7 号に該当しないと考えられました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 17 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 17 号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 17 号については、許可することに決定いたします。次に、議案第 18 号を議題といたします。議案第 18 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	27 ページをお開き願います。議案第 18 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 1,541 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。29 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 13 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。また、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 18 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 18 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 18 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第 19 号を議題といたします。議案第 19 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	31 ページをお開き願います。議案第 19 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田 1 件 200 ㎡であります。また、使用収益権関係では、畑 1 件 1,965 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。33 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 29 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可となる農地区分ですが、不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。34 ページ、使用収益権関係、受付番号 9 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 19 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 19 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 19 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第 20 号を議題といたします。議案第 20 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	35 ページをお開き願います。議案第 20 号は、「農用地利用集積計画の決定に

事務局次長	について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 9 件 40,288 ㎡、畑 7 件 30,554 ㎡、その他 46 ㎡、合計 16 件 70,888 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 1 件 144 ㎡、農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。41 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 127 番、128 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。42 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 66 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。
議 長	それでは、議案第 20 号についてご審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 20 号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 20 号は、委員会報告のとおり決定いたします。 次に、議案第 21 号を議題といたします。議案第 21 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	43 ページをお開き願います。議案第 21 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 6 件 19,105 ㎡、畑 16 件 78,685 ㎡、合計 22 件 97,790 ㎡であります。また、使用収益権関係が、畑 1 件 10,804 ㎡で農地中間管理事業に関するものであります。今回提出されました 23 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 22 件、貸借 1 件が整ったものであります。51 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 128 番については、事業要件、構成員

事務局次長	要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。52 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 24 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上であります。
議 長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
岩谷裕子委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (岩谷裕子委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 50 ページ所有権関係、受付番号 127 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 127 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がないものと認め、議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 127 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。岩谷裕子委員の着席をお願いします。 (岩谷裕子委員着席)
議 長	それでは、議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 127 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 127 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がないものと認め、議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 127 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、報告事項に入ります。報告第 9 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	53 ページをお開き願います。報告第 9 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 1 件 63 ㎡、畑 1 件 3,931 ㎡、合計 2 件 3,994 ㎡であります。なお、取消理由につきましては、55 ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が

事務局次長	提出されたものです。以上であります。
議 長	報告第 9 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 10 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	57 ページをお開き願います。報告第 10 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 8 件 118,339 m ² 、畑 9 件 125,184 m ² 、合計 17 件 243,523 m ² であります。なお、届出理由につきましては、59 ページから 62 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 10 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 11 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	63 ページをお開き願います。報告第 11 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 2 件 4,192 m ² 、畑 8 件 55,084 m ² 、合計 10 件 59,276 m ² であります。なお、解約理由につきましては、65 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 11 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 12 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	67 ページをお開き願います。報告第 12 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 66 筆 71,959 m ² 、畑 94 筆 225,422 m ² 、合計 160 筆 297,381 m ² であります。以上であります。
議 長	報告第 12 号について、御質問等ございませんか。
石岡千鶴子委員	はい。
議 長	はい、9 番。
石岡千鶴子委員	はい。非農地の判断は大変難しい判断だと思うんですが、この時期はいつ頃現場を見て、非農地だという風に判断されたのか、かなりの数に登りますので、雪もありますし、雪が消えてからの判断なのかどうなのかという、どういう手段で

石岡千鶴子委員	非農地という判断されたのか教えてください。
議 長	はい、事務局。
藤田農地利用促進係長	ただ今の質問にお答えします。こちらの非農地判断はですね、今年度の7月、8月に行った利用状況調査で非農地になったものです。以上になります。
議 長	利用状況調査であがってきたものです。
石岡千鶴子委員	わかりました。
議 長	ほかにありませんか。なければ、これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔閉会時刻：15時40分〕